

富山新港火力発電所石炭1号機リブレース計画に係る  
環境影響評価準備書に対する環境大臣意見

本事業は、北陸電力株式会社（以下「本事業者」という。）の富山新港火力発電所（以下「本発電所」という。）において、現在稼働している石炭1号機（25万kW）を廃止し、LNG1号機（42.47万kW）にリブレースするものである。現在稼働している石炭1号機を廃止することにより、本発電所全体の最大出力は増加するものの、本発電所に起因する環境負荷は、事業開始前と比べて、低減（大気、温室効果ガス等）又は現状維持（温排水）するものと見込まれている。

特に、温室効果ガスについては、事業者が利用可能な最良の技術（Best Available Technology; BAT）を採用し可能な限り環境負荷を低減すること、国の二酸化炭素排出削減の目標・計画と整合性を持った電力業界全体の枠組に電気事業者が参加し、当該枠組の下で二酸化炭素排出削減に取り組んでいくこととしていること等を求めた「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」（平成25年4月25日経済産業省・環境省。以下「局長級取りまとめ」という。）と整合性の取れた事業計画となっていることが不可欠である。

前者のBATについては、局長級取りまとめにおいて、竣工に至るスケジュール等も勘案しながら、「BATの参考表（暫定版）【平成25年4月時点】」に掲載されている「(B)商用プラントとして着工済み（試運転含む）の発電技術及び商用プラントとしての採用が決定し環境アセスメント手続きに入っている発電技術」についても採用の可能性を検討した上で、「(A)商用プラントとして既に運転開始をしている最新鋭の発電技術」以上のものとするよう努めることを求めている。本事業で用いられる発電技術は(A)には該当するものである。一方、後者の国の目標・計画との整合性のうち中期目標との関係については、電力業界全体の枠組が現時点で構築されていないことから、経済産業省においては、本事業を含め、国の二酸化炭素排出削減の目標・計画と整合性を持った電気事業分野における実効性のある枠組の早期の構築を促すことが求められる。

以上の観点を鑑み、以下の措置を講じること。

## 1. 総論

(1) 本事業に伴い発生した大気、水環境及び廃棄物に関する環境保全措置について適切に講じ、公表に努めること。

## 2. 温室効果ガス

(1) 局長級取りまとめを踏まえ、環境影響評価手続開始時における本発電設備を選定した経緯について明らかにすること。また、その結果選定した施設が、少なくとも「(A) 経済性・信頼性において問題なく商用プラントとして既に運転開始している最新鋭の発電技術」であることを示すこと。

(2) 国の温室効果ガス排出削減目標及び局長級とりまとめを踏まえ、電力業界全体の実効性のある取組が確保されるための枠組が構築されるまでの間は、「(a) 事業者が、枠組が構築されれば遅滞なく参加し、当該枠組の下で計画的に二酸化炭素排出削減の取組を行うこと」を満たすこと。また、当該枠組が構築された後は、確実に二酸化炭素排出削減に取り組むこと。

( 3 ) 第四次環境基本計画(平成 24 年 4 月 27 日閣議決定)に位置付けられた「2050 年までに温室効果ガス排出量 80%削減」を目指すため、二酸化炭素分離回収設備の実用化に向けた技術開発を含め、今後の革新的な二酸化炭素排出削減対策についても継続的に検討を進めること。

( 4 ) 事業者における長期的な二酸化炭素排出削減措置について、スケジュール等を念頭に置き、所要の検討を行い、必要な措置を講じること。

### 3 . その他

( 1 ) 本事業により発電所全体の最大出力が大幅に増加することに鑑み、LNG1 号機の環境負荷が事業者所有の発電施設のうち最も低い水準である間、LNG1 号機の設備利用率を需給状況等を勘案してできる限り高い水準とするよう努め、事業者が保有する他の発電設備との稼働分担を適切に行うことなどにより、事業者として環境負荷の低減を一層図ること。

( 2 ) 本事業による環境保全上の優位性に鑑み、本事業を着実に進め、できる限り早期の運転開始を目指すこと。

以上について、その旨を評価書に記載すること。